口

○訓令

(定期)

目

報

平成 30 年 10月23日 (火曜日)

済事業の正常な運営」に改める。

第三条中「第百四十二条の二」を「第二百九条第一項」に、

「法第百四十二条の三」

を「同条第二項」に、

二条の四」を「第二百九条第一項から第三項」に改める。

第二条中「農業災害補償制度における組合の正常な事業運営」を「組合による農業共

第一条中「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「第百四十二条の二から第百四十

地域森林計画の変更の案の縦覧(三件) 大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定による届出(商政課) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出 次 (森林企画課) (商政課)

の4」を「辮209糸巻1 温から巻3 温」に改め、同様式の裏を次のように改める。

七条とし、第十九条を第十八条とし、第二十条を第十九条とする。

第十八条第三項中「第百四十二条の四」を「第二百九条第三項」に改め、同条を第十

別記様式の表中「農業災害補償法」を「農業保険法」に、

「第142条の2から第142条

とし、第十七条を第十六条とする。

第十六条第二号中「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に改め、

同条を第十五条

第十一条を削り、第十二条を第十一条とし、第十三条から第十五条までを一条ずつ繰

「及び検査」を「並びにこれらの検査」に改める。

山口県訓令第九号

農 林 水 産 部

農業共済組合検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年十月二十三日

山口県知事

村

岡

嗣

政

農業共済組合検査規程の一部を改正する訓令

る。 農業共済組合検査規程 (昭和四十三年山口県訓令第九号)の一部を次のように改正す

山

口

報

浜 拔

憲

闄 牃 疧 頒

粹

第209条 行政庁は、農業共済団体等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款等 は、農業共済団体等又は受託者の業務又は会計の状況を検査することができる。 若しくは共済事業の実施に関する条例を守つているかどうかを知るために必要があるとき

なければならない。 行政庁は、農業共済団体等の業務又は会計の状況につき、毎年1回を常例として検査し

があることを理由として当該農業共済団体又は受託者の検査を行うべき旨を請求したとき は、当該行政庁は、当該農業共済団体又は受託者の業務又は会計の状況を検査しなければ 託者の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款等に違反する疑い 組合員が、総組合員の20分の1以上の同意を得て、行政庁に対し、農業共済団体又は受

④ 前3項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求 があつたときは、これを提示しなければならない。

無影 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

県

(第5項省略)

附

この訓令は、 平成三十年十月二十三日から施行する。



山口県告示第三百六十一号

安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、

保

平成三十年十月二十三日

山口県知事 村 畄

嗣 政

に係るものに限る。))に定めるところによる。 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 保安林の指定をする件(昭和五十八年農林水産省告示第千五百八十三号(三及び七

変更に係る指定施業要件

立木の伐採の方法

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 変更しない。 立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

市経済観光部農林課に備え置いて縦覧に供する。) (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び長門

保安林として指定された目的

長門市三隅上字勝屋谷一一〇六四の三六

指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

水源の涵養

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、長門市森林整備計画で定める標準

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

報

 (\Box) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

市経済観光部農林課に備え置いて縦覧に供する。) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び長門

指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

二、一一四、一二五、一二六、一二八、一二九の一、一三一の一、字栢ノ木一二一の 字内山四四六の二、四四六の三、四四八の一、四四八の二、四四六の五から四四八の 三の二、三三四から三三六まで、字笹ケ台二三七の一、二三七の二、菊川町大字吉賀 字東中山字熊ケ滝二三七、二三八、二三八の二、二三九、三三二、三三三の一、三三 二、一五五、一五六、一六五の二、一八五、字実近浴一一八五、一一八六、菊川町大 〇、三二の一、三六、三七、三九、四三、字鷹ノ尾一〇四、一〇六、一〇七、一一 一まで、四四八の二○から四四八の二三まで の二、字安田ケ迫二、三の一、三の二、菊川町大字上保木字実近二六、二八、三 下関市菊川町大字下保木字実近ノ浴一、二、九、菊川町大字西中山字安田一の一、

吹一一一七四の三 五八一の三、一〇五八一の八、一〇五八一の一二、三隅上字梅ケ浴一一一五八、字高 長門市三隅下字大久保一〇四八〇の一(次の図に示す部分に限る。)、字大平一〇

保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

口

変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法

Щ

主伐に係る伐採種は、定めない。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市 対森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、 その図面及び関係書類を山口県農林水



(二三九) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

とおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第五条第一項の規定により、

観光課において公衆の縦覧に供します。 から平成三十一年二月二十五日までの間、 2ら平成三十一年二月二十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び光市経済部商工当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成三十年十月二十三日

平成三十年十月二十三日

村 岡 嗣 政

大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 光市中央二丁目一七の三 (仮称)ドラッグコスモス光井店

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃

代表者の氏名

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏

名又

は 名 称 住

代表者の氏名

正晃

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目 一〇番一号 宇野

大規模小売店舗の新設をする日

平成三十一年六月六日

Ŧ. 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

、二六五平方メートル

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の収容台数

四八台

駐輪場の収容台数

 (\equiv) 二七平方メートル 荷さばき施設の面積

来客が駐車場を利 来客が駐車場を利	う者の閉店時刻 おいて小売業を行 大規模小売店舗に
	株式会社岩崎宏健堂
年前九時から午後八	午後八時
時三○分まで	午後九時

(二四一) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出

改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。 (昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、

土地

山口県知事 村

畄 嗣 政

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	区区市豊田町土地改良	土地改良区の名称	- 第十二万名上
"	"	"	監事	"	"	"	"	"	"	"	"	理事	監理 事事 別	
森脇	藤田	岩本	福本	木村	野村	山本	中丸	布村	吉冨	篠田	藤田	吉本	氏	
達志	進	章	茂幸	定夫	雅行	久生	徳之	康人	壮 平	朝男	敬樹	知則	名	
〃 豊田町大字手洗二九四	〃 豊田町大字荒木二三九	〃 豊田町大字八道一一四九	〃 豊田町大字今出八七五の一	〃 豊田町大字阿座上五一○	/ 豊田町大字高山三九	〃 豊田町大字殿居四○五	〃 豊田町大字杢路子六○九	〃 豊田町大字浮石一四七六の三	〃 豊田町大字鷹子四八九の一	〃 豊田町大字稲見二一三	〃 豊田町大字矢田三九一の二	下関市豊田町大字殿敷一〇二八	住	

平成三十年十月二十三日から同年十一月二十一日まで

縦覧の期間

縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課、

山口県下関農林事務所及び山口県長門農林水産事務

山口県知事

村 岡 嗣

政

(三四三)

地域森林計画の変更の案の縦覧

森林法

(二四三)

地域森林計画の案の縦覧

口

画区に係る民有林について、平成三十一年四月一日から平成四十一年三月三十一日まで

同法第六条第一項の規定により、当該地

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定により、豊田森林計

山

平成三十年十月二十三日

域森林計画の案を次のとおり縦覧に供します。

の期間における地域森林計画をたてたいので、

区下関市豊田町土地改良 土地改良区の名称 監理 事事 の 別 理 事 吉本 氏 知則 名 下関市豊田町大字殿敷一〇二八 住

所

により、当該変更に係る地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供します。

平成三十年十月二十三日

藤田

豊田町大字矢田三九一の二

縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課、

山口県山口農林水産事務所及び山口県美祢農林水産

山口県知事

村

岡

嗣

政

西嶋

山本 藤岡 英夫

大村 久生

> 豊田町大字殿居四〇五 豊田町大字杢路子一七五九 豊田町大字浮石一四七六の三 豊田町大字金道三九四

> > 事務所

縦覧の期間

平成三十年十月二十三日から同年十一月二十一日まで

利明

肇 豊田町大字日野三五

河本

豊田町大字大河内八七五 豊田町大字西長野八八

事

福本

清隆

豊田町大字金道九七

森林法

豊田町大字荒木二三九

育雄

藤田

則政 進

豊田町大字中村四〇六

平成三十年十月二十三日

により、当該変更に係る地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供します。

画区に係る民有林について、地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定

(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により、岩徳森林計

(二四四) 地域森林計画の変更の案の縦覧

山口県知事

村

岡

嗣

政

務所及び山口県周南農林水産事務所 山口県農林水産部森林企画課、山口県岩国農林水産事務所、

Ш

口県柳井農林水産事

縦覧の場所

縦覧の期間

平成三十年十月二十三日から同年十一月二十一日まで

(二四五) 地域森林計画の変更の案の縦覧

より、 区に係る民有林について、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により、萩森林計画 当該変更に係る地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供します。 地域森林計画を変更したいので、 同法第六条第一項の規定に

平成三十年十月二十三日

山口県知事 村 岡 嗣

政

縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課、 山口県萩農林水産事務所

画区に係る民有林について、地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定

(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により、山口森林計

縦覧の期間

Ŧī.